

資料 1 2

○長崎県立都市公園条例

昭和35年10月25日長崎県条例第39号

長崎県立都市公園条例をここに公布する。

長崎県立都市公園条例

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、長崎県立都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(都市公園の設置基準)

第2条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県内の都市公園の県民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。
- (2) 1の市町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合には、その特質に応じた都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮し、容易に利用することができるように配置するとともに、都市公園としての機能を十分発揮することができるようその敷地面積を定めることとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の2 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲

は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真及び映画撮影を行なうこと。
- (3) 興行を行なうこと。
- (4) 広告物を掲出すること。
- (5) 競技会、展示会、博覧会、写真撮影会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行なう場所又は公園施設、行為の内容その他知事の指示する事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、知事の指示する事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

4 知事は、第1項各号に掲げる行為が次の各号の一に該当するときは、第1項又は前項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 建物、附属設備若しくは備品を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められるとき。

5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な条件を附することができる。

第3条の2 知事は、法第6条第1項又は第3項の許可を与える場合において、その都市公園の占有が前条第4項各号の一に該当するときは、その許可をしてはならない。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (7) たき火をし、若しくは火気をもて遊び又は危険な遊戯をすること。
- (8) 都市公園の静穏を害し、又は他人の迷惑になることをすること。
- (9) 都市公園をその目的外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事その他都市公園の管理上やむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第7条 県が管理する公園施設で、有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

- 2 有料公園施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。
- 3 有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の有料公園施設の利用が第3条第4項各号の一に該当するときは、前項の承認をしてはならない。

(公園施設の設置又は管理の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間

- ウ 設置の場所
- エ 構造
- オ 管理の方法
- カ 工事実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧の方法
- ケ その他知事の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他知事の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 変更する事項
- イ 変更する理由
- ウ その他知事の指示する事項

(占有の許可の申請書の記載事項)

第9条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 都市公園を占有しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 都市公園の占有する公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占有物」という。）の種類、構造及び数量
- イ 占有物件の管理方法
- ウ その他知事の指示する事項

(2) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 変更する事項
- イ 変更する理由
- ウ その他知事の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第9条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第10条 法第5条第1項の公園施設の設置若しくは法第6条第1項の都市公園の占有の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第11条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を県に納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第12条 前条の使用料は、許可又は承認の際徴収する。ただし、知事が別に納期を定めたときはこの限りでない。

- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事は、相当の理由があると認める場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第13条 知事は、公益上その他特別の理由があると認める場合においては、使用料を減免することができる。

(監督処分)

第14条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者
- (3) 詐欺その他不正な行為によりこの条例の規定による許可を受けた者

- 2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

- 3 第1項の規定に基づく処分により生じた損害については、県はこれを賠償する責を負わない。

(工作物等を保管した場合の公示)

第15条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第17条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を長崎県公報に掲載すること。

3 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(保管した工作物等の価額の評価及び売却)

第16条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

2 知事は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等を売却する場合、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第17条 知事は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第18条 次の各号の一に該当する場合には、当該行為をした者は、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第14条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第19条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第20条 第3条から第18条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

(都市公園の管理)

第21条 都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第22条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条の許可に関する業務
- (2) 第7条第3項の利用の承認に関する業務
- (3) 第1号の許可及び第2号の承認に係る使用料（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 都市公園及びその附属設備の維持管理に関する業務
- (5) 都市公園の利用の促進及び都市公園を利用したスポーツの普及に寄与する業務

- (6) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の運営に関して知事が必要と認める業務
(指定管理者の指定の手續)

第23条 第21条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 都市公園の管理に関する事業計画書
(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類
(指定管理者の指定の基準)

第24条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。
(2) 事業計画書等の内容が、都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
(3) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った都市公園の管理を安定して行うことができるものであること。
(4) この条例の目的に照らし、設置者との連携が十分に図られるものであること。
(5) 県内に主たる事務所を有すること。

(利用料金)

第25条 第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者及び第7条第3項の承認を受けた者は、指定管理者にその利用料金を納めなければならない。

- 2 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。
3 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。
4 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が都市公園と規模、形態等において類似の都市公園の同種料金と比較して、均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。
5 第12条及び第13条の規定は、第1項の利用料金の納付について準用する。この場合において、同条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

(罰則)

第27条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第20条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第5条(第20条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (3) 第14条第1項又は第2項(第20条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による知事の命令に違反した者

第28条 詐欺その他不正な行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第30条 法第5条の3の規定により知事に代わってその権限を行う者は、第27条から前条までの規定の適用については、知事とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

(伊ノ浦針尾県立公園施設等使用条例の廃止)

- 2 伊ノ浦針尾県立公園施設等使用条例(昭和31年長崎県条例第8号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に有する権限に基づいて都市公園内で第3条第1項各号に掲げる行為をしている者は、その権限に基づいてなお当該行為をすることができる期間(当該期間が1年を超えるとき又は当該期間について期間の定めのないときは、この条例の施行の日から起算して1年とする。)従前と同様の条件により、当該行為をすることについて同条同項の許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際伊ノ浦針尾県立公園施設等使用条例によって、この条例の施行の日以後に係る使用料を納付している者は、第11条の規定による使用料を納付した者とみなす。
- 5 この条例の施行の際伊ノ浦針尾県立公園施設等使用条例によって、原状回復、改善等を命ぜら

れている者は、第14条の規定により必要な措置を命ぜられた者とみなす。

附 則（昭和39年条例第60号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

附 則（昭和45年条例第16号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第37号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第14号）抄

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 3 昭和51年4月1日前に発売された回数券による長崎県立総合運動公園陸上競技場の利用に係る使用料の額は、第21条の規定による改正後の別表第2（2）の規定にかかわらず、同年6月30日までの間なお従前の例による。

附 則（昭和52年条例第16号）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年条例第8号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第32号）

この条例は、昭和53年10月15日から施行する。

附 則（昭和54年条例第11号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第3号）抄

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 3 第10条の規定による改正前の長崎県立都市公園条例別表第2駐車場の項の規定により発売された回数券を施行日以後使用する者は、改正後の同項に掲げる1台1日1回につきの金額と改正前の同項に掲げる1台1日1回につきの金額との差額を納付しなければならない。

附 則（昭和57年条例第11号）抄

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第5号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第35号）

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定中百花台公園に関する部分は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第25号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第17号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第23号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第17号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第39号）

1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第24号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第15号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第11号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の長崎県立都市公園条例第11条（法第5条第1項の許可の部分を除く。）、第21条から第24条までの規定（指定管理者の指定

の手續に関する部分を除く。) 及び第25条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第108号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日条例第79号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設の名称
西海橋公園	ソフトボール場 ソリゲレンデ
長崎県立総合運動公園	陸上競技場 補助競技場 サッカー場 テニスコート 野球広場 ソフトボール場 水泳プール ローンボウルス場
田平公園	運動広場 テニスコート
百花台公園	サッカー場 ソフトボール場 テニスコート

別表第2（第11条関係）

使用料

1 公園施設を設ける場合

都市公園名	単位	金額
西海橋公園	1 平方メートル1月につき	80円
平戸公園		
田平公園		
百花台公園		

長崎県立総合運動公園	1 平方メートル1 月につき	130円
------------	----------------	------

2 公園施設を管理する場合

都市公園名	施設の名称	単位	金額
平戸公園	売店	1 平方メートル1 月につき	700円
田平公園			
長崎県立総合運動公園	売店	1 平方メートル1 月につき	380円

3 都市公園を占用する場合

種別	単位	金額
電柱その他これに類するもの	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）の別表第1に定める単位及び期間	電気通信事業法施行令の別表第1の例により算定した額
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	長崎県道路占用料徴収条例（昭和43年長崎県条例第18号）の別表に定める単位及び期間	長崎県道路占用料徴収条例の別表の例により算定した額
前号以外の目的によるもの		知事はその都度定める額

資料 1 3

○長崎県立都市公園条例施行規則

昭和48年3月27日長崎県規則第12号

長崎県立都市公園条例施行規則をここに公布する。

長崎県立都市公園条例施行規則

長崎県立都市公園条例施行規則（昭和35年長崎県規則第70号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎県立都市公園条例（昭和35年長崎県条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（広告物掲出の基準）

第2条 条例第3条第1項第4号の規定により、都市公園内に掲出することができる広告物の種類及び基準は次のとおりとする。

種類	基準
広告板	広告板1個当たりの表示面積は、30平方メートル以下であること。
横断幕・懸垂幕	幅1メートル以下、長さ10メートル以下であること。
旗・のぼり	幅1メートル以下、長さ4メートル以下であること。
立看板	縦（脚の長さを含む。）2.1メートル以下、横0.9メートル以下であること。

（有料公園施設の供用日及び供用時間）

第3条 条例第7条第2項の有料公園施設の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、知事が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（利用の承認申請）

第4条 条例第7条第3項の規定により知事の承認を受けようとする者は、有料公園施設利用承認申請書（様式第1号）正副2通を知事に提出しなければならない。ただし、ソリゲレンデ若しくは水泳プールを利用しようとする者又は陸上競技場を独占しないで個人で利用しようとする者にあつては口頭により申し込むものとする。

(利用の承認等)

第5条 知事は、有料公園施設の利用の承認をしたときは、前条本文の場合にあっては有料公園施設利用承認申請書の副本に承認印（様式第2号）を押したものを申請書に交付し、同条ただし書の水泳プール又は陸上競技場の利用の場合にあっては利用券（様式第3号）又は回数券（様式第4号）を、ソリグレンデの利用の場合にあっては利用券（様式第3号）を交付するものとする。

2 前項の有料公園施設利用承認申請書の副本又は利用券は、有料公園施設を利用する際関係職員に提示し、回数券は有料公園施設を利用するつど、その1片を関係職員に渡さなければならない。

(電子計算機による利用の承認申請等)

第6条 条例第7条第3項の規定による知事の承認を受けようとする者（ソリグレンデ、陸上競技場又は水泳プールに係るものを除く。以下この条において「申請者」という。）は、第4条の規定にかかわらず、様式第1号の提出に代えて、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請をすることができる。

2 前項の規定により行われた申請にあっては、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなし、当該申請に対して知事が行う処分の結果は、電子情報処理組織を使用して申請者の使用に係る電子計算機に表示するものとする。

3 第1項の場合における利用の承認申請に係る申請者の署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を記載することをいう。以下同じ。）については、氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

4 第1項の規定により申請が行われた場合にあつては、前条第2項の規定にかかわらず、有料公園施設利用承認申請書の副本又は利用券に代えて、別に定めるものを有料公園施設を利用する際関係職員に提示しなければならない。

(添附図面)

第7条 条例第10条の規定により都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項の公園施設の設置若しくは法第6条第1項の都市公園の占用の許可又はそれらの許可を受けた事項の変更の許可の申請書に添付しなければならない図書の種類は、次のとおりとする。

(1) 位置図 縮尺1,000分の1以上で、縮尺、方位、申請箇所、目標となる地形、地物等を表示したもの

(2) 実測平面図 縮尺100分の1以上で、縮尺、方位、申請地内における工作物又は施設の位

置等を表示したもの

- (3) 丈量図 縮尺100分の1以上で、縮尺、方位、三き法による求積計算等を表示したもの
- (4) 構造図 縮尺50分の1以上で、次の区分により設計の表示に必要な図面等を添付したもの
 - ア 土地の形状変更を伴う場合は、縦断図、横断図等
 - イ 工作物を設置する場合は、立面図、側面図、意匠配色図等
- (5) 申請地の現況写真

2 前項の規定にかかわらず、軽易な工作物等については、前項の図書の一部を省略することができる。

(使用料の額の算定)

第8条 条例第11条に規定する使用料の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

- (1) 使用料が年額で定められているものについて、使用期間に1年未満の端数日数がある場合は、月割として計算する。
- (2) 使用料が月額で定められているものについて、使用期間に1月未満の端数日数がある場合は、1月として計算する。
- (3) 使用料が日額で定められているものについて、使用期間に1日未満の端数がある場合は、1日として計算する。
- (4) 面積又は長さに1平方メートル又は1メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートル又は1メートルに切り上げて計算する。

(使用料の徴収)

第9条 条例第12条第1項ただし書の知事が別に納期を定めたときは、次に掲げるものとする。

- (1) 第6条第1項の規定により申請が行われたとき。
- (2) 知事が、相当の理由があると認めるとき。

2 条例第12条第2項ただし書の相当の理由があると認める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用の承認を受けた者の責に帰すことができない理由により都市公園の利用ができなくなった場合
- (2) 知事が緊急又は公益的な目的のために利用する等都市公園の利用ができなくなった場合
- (3) その他知事が特別の事情があると認める場合

(除却した工作物等の保管等)

第10条 条例第15条第2項第1号の規則で定める場所は、別表第2のとおりとする。

2 条例第15条第3項の規則で定める場所は、別表第3のとおりとする。

(除却した工作物等の売却)

第11条 条例第16条第2項の規則で定める方法は、競争入札によるものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合その他競争入札に付することが適当でないと認められる場合は、随意契約により行うことができる。

(指定申請)

第12条 条例第23条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(様式第18号)によるものとする。

2 条例第23条第1号に規定する事業計画書は、都市公園に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 都市公園の管理運営方針に関する事項
- (2) 中期計画に関する事項
- (3) 管理運営の内容に関する事項
- (4) 収支計画に関する事項
- (5) 組織及び人員に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第23条第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (2) 役員の名簿及び履歴書
- (3) 団体の概要に関する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(申請書等の様式)

第13条 法及び条例の規定により提出すべき次の各号に掲げる申請書及び届書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第5条第1項に規定する公園施設の設置の許可の申請書 様式第6号
- (2) 法第5条第1項に規定する公園施設の管理の許可の申請書 様式第7号
- (3) 法第6条第2項に規定する都市公園の占用の許可の申請書 様式第8号
- (4) 条例第3条第1項に規定する都市公園内の行為の許可の申請書 様式第9号
- (5) 法第5条第1項、法第6条第3項又は条例第3条第3項に規定する許可事項の変更の許可の申請書 様式第10号

- (6) 条例第15条第3項に規定する保管工作物等一覧簿 様式第11号
- (7) 条例第17条に規定する受領書 様式第12号
- (8) 条例第18条第1号の規定による都市公園内の公園施設の設置又は都市公園の占用に関する
工事の完了届 様式第13号
- (9) 条例第18条第2号の規定による都市公園の占用の廃止届 様式第14号
- (10) 条例第18条第3号の規定による都市公園の原状回復届 様式第15号
- (11) 条例第18条第4号又は第6号の規定による工事の完了届 様式第16号
- (12) 条例第18条第5号の規定による所有権の移転又は抵当権の設定若しくは移転届 様式第17
号

附 則

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 西海橋路外駐車場管理規程（昭和33年長崎県規則第23号）は、廃止する。

附 則（昭和50年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年規則第14号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年規則第11号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年規則第57号）

この規則は、昭和53年10月15日から施行する。

附 則（昭和54年規則第5号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年規則第10号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年規則第9号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年規則第44号）

この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（昭和62年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第8号）

この規則は、平成3年3月25日から施行する。

附 則（平成4年規則第22号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第7号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第24号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第9号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第21号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第22号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第8条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に1条を加える改正規定及び第6条を第7条とし、第5条の次に1条を加える改正規定は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第4号を削る改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第29号の6）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

1 西海橋公園

有料公園施設の名称	供用日	供用時間
ソフトボール場	1 月 4 日から12月28日まで	午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、3 月 1 日から12月28日までの間は午前 6 時から
ソリゲレンデ	1 月 4 日から12月28日まで	午前 9 時から午後 5 時まで

2 長崎県立総合運動公園

有料公園施設の名称	供用日	供用時間
陸上競技場	1 月 4 日から12月28日まで	午前 9 時から午後 7 時まで。ただし、12 月 1 日から翌年 2 月末日までの間は、午後 5 時まで
補助競技場	1 月 4 日から12月28日まで	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、4 月 1 日から 9 月 30 日までの間は午後 7 時まで
テニスコート	1 月 4 日から12月28日まで	午前 9 時から午後 9 時まで
野球広場 ソフトボール場 サッカー場	1 月 4 日から12月28日まで	午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、3 月 1 日から12月28日までの間は午前 6 時から
水泳プール	7 月 1 日から 9 月第 1 週の日曜日まで。ただし、毎週火曜日は休場日 (国民の祝日に関する法	午前 9 時から午後 6 時まで

	律（昭和23年法律第178号）に規定する海の日から8月31日までの期間中を除く。）	
--	---	--

3 田平公園

有料公園施設の名称	供用日	供用時間
運動広場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで。ただし、3月1日から12月28日までの間は午前6時から
テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで

4 百花台公園

有料公園施設の名称	供用日	供用時間
サッカー場 ソフトボール場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで。ただし、3月1日から9月30日までの間は午前6時から午後7時まで
テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで。ただし、3月1日から9月30日までの間は午後7時まで

別表第2（第10条関係）

保管した工作物等の放置されていた都市公園名	保管した工作物等に関する事項を掲示する場所
西海橋公園	長崎県県北振興局
	西海橋公園管理事務所
長崎県立総合運動公園	長崎県県央振興局
	長崎県立総合運動公園陸上競技場事務室

田平公園	長崎県県北振興局
平戸公園	田平公園管理事務所
百花台公園	長崎県島原振興局
	百花台公園管理事務所

別表第3（第10条関係）

保管した工作物等の放置されていた都市公園名	保管工作物等一覧簿を備える場所
西海橋公園	長崎県県北振興局
長崎県立総合運動公園	長崎県県央振興局
田平公園 平戸公園	長崎県県北振興局
百花台公園	長崎県島原振興局

様式第1号（第4条関係）

有料公園施設利用承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所

団体名

氏名（年齢）

電話番号

下記のとおり有料公園施設を利用したいので、承認くださるよう申請します。

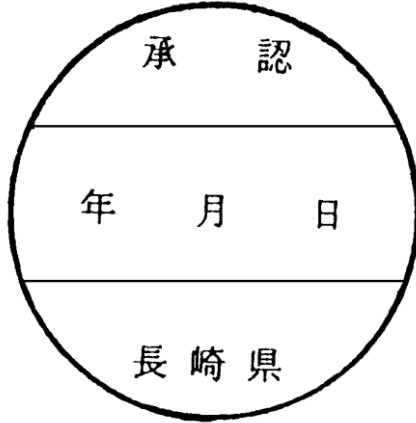
記

1	都市公園名		※受付
2	利用する有料公園施設名		
3	利用の目的		
4	利用の日時 (照明時間)	年月日時分から 年月日時分まで 時分～時分	
5	利用人員		
6	利用責任者名		
7	その他		※承認
利用料金※	施設使用料		円
	照明料		円
	合計		円

※条 件	
(注) ※印欄は、記入しないで下さい。	

備考 休日の利用の場合は桃色の用紙、平日の利用の場合は白色の用紙とする。

様式第2号 (第5条関係)



備考

- 1 円の直径は、40ミリメートルとする。
- 2 年月日の欄の間は、15ミリメートルとする。

様式第3号 (第5条関係)

(その1)

	← 50ミリメートル →	← 70ミリメートル →	
と じ こ み	利 用 券 (控) No. _____	利 用 券 No. _____	50ミリメートル
	長崎県立総合運動公園陸上競技場	長崎県立総合運動公園陸上競技場	
	1人半日 ()	1人半日 ()	
	使用料 円	使用料 円	
	年 月 日	年 月 日	
	長 崎 県	長 崎 県	

備考

- 1 100枚綴とする。
- 2 一般は黄色、高校生以下は桃色とする。

- 3 ()の中には「一般」又は「高校生以下」を記入する。
- 4 使用料の欄には、条例で定める金額を記入する。
- 5 利用券の中央に県のマークを入れる。
- 6 休日の利用の場合は、利用券の下端から5ミリメートルの幅で青色の線を入れたものを使用する。

(その2)

と じ こ み	利 用 券 (控) No. _____	利 用 券 No. _____
	長 崎 県 立 総 合 運 動 公 園	長 崎 県 立 総 合 運 動 公 園
	水 泳 プール	水 泳 プール
	1 人 1 日 1 回 ()	1 人 1 日 1 回 ()
	使 用 料 円	使 用 料 円
	年 月 日	年 月 日
	長 崎 県	長 崎 県

- 備考
- 1 100枚綴とする。
 - 2 一般・高校生については黄色、小中学生は桃色、幼児は白色とする。
 - 3 ()の中には、「一般・高校生」「小・中学生」又は「幼児」を記入する。
 - 4 使用料の欄には、条例で定める金額を記入する。
 - 5 利用券の中央に県のマークを入れる。
 - 6 用紙の寸法は(その1)と同じとする。
 - 7 休日の利用の場合は、利用券の下端から5ミリメートルの幅で青色の線を入れたものを使用する。

(その3)

と じ こ み	利 用 券 (控) No. _____	利 用 券 No. _____
	西 海 橋 公 園	西 海 橋 公 園
	ソリゲレンデ	ソリゲレンデ
	1 人 1 台 1 時 間	1 人 1 台 1 時 間
	使 用 料 円	使 用 料 円
	年 月 日	年 月 日
	長 崎 県	長 崎 県

- 備考 1 100枚綴りとする。
 2 用紙は白色とする。
 3 使用料の欄には、条例で定める金額を記入する。
 4 利用券の中央に県のマークを入れる。
 5 用紙の寸法は（その1）と同じとする。

様式第4号（第5条関係）

（その1）

← 50ミリメートル →	
回数券（控）No. _____ 長崎県立総合運動公園 陸上競技場 一般11回券 円 年 月 日発行 長 崎 県	↑40ミリメートル↓ メートル
回数券 No. _____ 長崎県立総合運動公園 陸上競技場 一般11回券 円 年 月 日発行 長 崎 県	↑50ミリメートル↓ メートル
回数券 No. _____ 長崎県立総合運動公園 陸上競技場 一般 長 崎 県	↑25ミリメートル↓ メートル
回数券 No. _____ 長崎県立総合運動公園 陸上競技場 一般 長 崎 県	↑25ミリメートル↓ メートル
以下同じ。	

（その2）

回数券（控）No. _____ 長崎県立総合運動公園 水泳プール 一般・高校生11回券 円 年 月 日発行 長 崎 県
回数券 No. _____ 長崎県立総合運動公園 水泳プール 一般・高校生11回券 円 年 月 日発行 長 崎 県
回数券 No. _____ 長崎県立総合運動公園 水泳プール 一般・高校生 長 崎 県
回数券 No. _____ 長崎県立総合運動公園 水泳プール 一般・高校生 長 崎 県
以下同じ。

- 備考1 高校生以下については、「一般11回券」及び「一般」を「高校生以下11回券」及び「高校生以下」とする。
- 2 回数券の金額の欄には、条例で定める金額を記入する。
- 3 一般については黄色、高校生以下については桃色とする。
- 4 回数券は11片とし、各片の中央に県のマークを入れる。
- 5 休日の利用の場合は、利用券の下端から5ミリメートルの幅で青色の線を入れたものを使用する。

- 備考1 小中学生又は幼児については、「一般・高校生11回券」及び「一般・高校生」を「小中学生11回券」及び「小中学生」又は「幼児11回券」及び「幼児」とする。
- 2 回数券の金額の欄には、条例で定める金額を記入する。
- 3 一般・高校生については黄色、小中学生については桃色、幼児については白色とする。
- 4 回数券は11片とし、各片の中央に県のマークを入れる。
- 5 用紙の寸法は、(その1)と同じとする。
- 6 一般・高校生の休日の利用の場合は、回数券の右端から5ミリメートルの幅で青色の線を入れたものを使用する。

様式第5号 削除

様式第6号（第13条関係）

公園施設設置許可申請書			
年 月 日			
長崎県知事		様	
住 所			
申請者 氏 名（年齢）			㊟
職 業			
下記のとおり公園施設を設置したいので、許可下さるよう申請します。			
記			
1 都 市 公 園 名			
2 設 置 する公園施設			
3 設 置 の 目 的			
4 設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 設 置 の 場 所		6 設置面積	㎡

7	公園施設の構造	
8	管理の方法	
9	工事の実施方法	
10	工事の着手及び完了の時期	
11	都市公園の復旧方法	
12	その他	

備考 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

様式第7号（第13条関係）

公園施設管理許可申請書			
			年 月 日
長崎県知事 様			
住 所			
申請者 氏 名（年齢）			㊟
職 業			
下記のとおり公園施設を管理したいので、許可下さるよう申請します。			
記			
1	都 市 公 園 名		
2	管理する公園施設	3 管理施設面積	m ²
4	管 理 の 目 的		
5	管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
6	管 理 の 方 法		

7 そ の 他	
---------	--

備考 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

様式第8号（第13条関係）

<p style="margin: 0;">都市公園占用許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">長崎県知事 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">申請者 氏 名（年齢） ㊞</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">職 業</p> <p style="margin: 10px 0;">下記のとおり都市公園を占用したいので、許可下さるよう申請します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">記</p>			
1 都 市 公 園 名			
2 占 用 物 件 の 種 類 及び名称			
3 構 造		4 数 量	
5 占 用 の 目 的			

6 占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
7 占 用 場 所	
8 占 用 物 件 の 管 理 方法	
9 工 事 の 着 手 及 び 完了の時期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
10 都 市 公 園 の 復 旧 方法	
11 そ の 他	

備考 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

様式第9号（第13条関係）

都市公園内行為許可申請書			
年 月 日			
長崎県知事		様	
住 所			
申請者 氏 名 (年齢) ㊟			
職 業			
下記のとおり都市公園内において をしたいと思います、許可下さるよう申請します。			
記			
1 都 市 公 園 名			
2 行 為 の 場 所 又 は 公園施設		3 行 為 面 積	m ²
4 行 為 の 内 容			
5 行 為 の 目 的			

6 行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
7 都市公園の復旧方法	
8 その他	

備考 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

様式第10号（第13条関係）

公園施設設置 公園施設管理 変更許可申請書 都市公園占用 都市公園内行為	
年 月 日	
長崎県知事	様
住 所	
申請者 氏 名 (年齢) ㊟	
職 業	
下記のとおり変更したいので、許可下さるよう申請します。	
記	
1 都市公園名	
2 物件、施設又は行為の種類及び名称	
3 許可を受けた年月日及び文書番号	年 月 日 第 号

4 変更する事項	
5 変更する理由	
6 その他	

備考 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

様式第11号（第13条関係）

保管工作物等一覧簿（公園）

名称又は種類	形状及び数量	放置されていた場所	除却年月日	売却年月日	摘 要
			保管開始年月日	返還年月日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	

備考 1 摘要欄には、法第27条第6項の規定により売却を行った場合の保管金の額、同条第9項の費用負担額、同条第7項の価額及び廃棄年月日、同条第10項の帰属年月日等の必要事項を記載のこと。

受 領 書

平成 年 月 日

長崎県知事 様

工作物等の返還を受けた者

住 所

氏 名

印

下記のとおり工作物等（若しくは現金）の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時		
返還を受けた 工作物等の名 称又は種類及 び数量	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	
	※返還を受けた金額	

様式第13号（第13条関係）

都市公園内工事完了届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

届出者 氏 名（年齢）

職 業

下記のとおり 工事を完了いたしましたので、お届けします。

記

1 都 市 公 園 名	
2 許可を受けた年月日 文書番号	年 月 日 第 号
3 工事を行なった施設 又は物件	
4 工事完了年月日	年 月 日
5 そ の 他	

都市公園の占用廃止届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

届出者 氏 名（年齢）

職 業

下記のとおり都市公園の占用を廃止いたしましたので、お届けします。

記

1 都 市 公 園 名	
2 許可を受けた年月日 及び文書番号	年 月 日 第 号
3 占 用 物 件	
4 占用廃止年月日	年 月 日
5 そ の 他	

都市公園原状回復届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

届出者 氏 名（年齢）

職 業

下記のとおり都市公園を原状に回復いたしましたので、お届けします。

記

1 都 市 公 園 名	
2 許可を受けた年月日 及び文書番号	年 月 日 第 号
3 原状回復を命ぜられ た年月日及び文書番 号	年 月 日 第 号
4 原状に回復した施設 又は物件	
5 原状に回復した年月 日	年 月 日
6 そ の 他	

工 事 完 了 届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

届出者 氏 名（年齢）

職 業

下記のとおり都市公園を原状に回復いたしましたので、お届けします。

記

1 都 市 公 園 名	
2 措置を命ぜられた年月日及び文書番号	年 月 日 第 号
3 工事を行なった施設又は物件	
4 工事完了年月日	年 月 日
6 そ の 他	

所 有 権 移 転
抵 当 権 設 定 届
抵 当 権 移 転

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

届出者 氏 名（年齢）

職 業

下記のとおり しましたので、お届けします。

記

1 都 市 公 園 名	
2 地 番 及 び 面 積	
3 所有権移転又は抵 当権設定面積	
4 移転所有者又は抵 当権者	
5 所有権移転又は抵 当権設定年月日	
6 そ の 他	

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

長崎県知事 様

主たる事務所の所在地

申請者 法人等の名称 印
代表者の氏名 印

下記のとおり、県立都市公園の管理者の指定を受けたいので、長崎県立都市公園
条例第23条の規定により申請します。

記

1 管理を行う都市公園の名称	
2 管理を行う都市公園の所在地	
3 添付書類	
(1) 定款、寄付行為又はこれらに類するもの	
(2) 登記事項証明書の写し	
(3) 公園の管理運営に関する事業計画書	
(4) 公園施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類	
(5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類する書類（直近の3ヵ年分）	
(6) 法人又は団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類	
(7) その他知事が必要と認める書類	

※添付書類のうち、該当がないものは抹消のこと。

資料 1 4

○長崎県立都市公園条例及び同施行規則の運用について（通知）

平成 2 2 年 3 月 1 日 2 1 都第 5 6 0 号

〔 県 央 振 興 局 長
島 原 振 興 局 長
県 北 振 興 局 長 あて、土木部長通知
指 定 管 理 者 〕

長崎県立都市公園条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）の運用については、平成 1 8 年 3 月 2 4 日付け 1 7 都第 6 8 4 号の土木部長通知（以下「既通知」という。）により運用してきたところですが、都市公園法（以下「法」という。）第 5 条及び第 6 条の許可による使用料の収入未済の解消及び発生を抑制するために、保証人の義務づけなど適正な対策を講じる必要があることから、既通知を廃止し、下記のとおり、使用料の取扱いを定めるので、この取扱いについて、遺漏のないようお願いします。

記

1. 都市公園の適正な管理

県立都市公園の維持管理については、都市公園の設置の目的を効果的に達成し住民サービスの向上を図るため指定管理者制度を導入し管理を代行させることとしたところであるが、都市公園の維持管理を所管する地方機関と指定管理者は十分に連絡を密にし、その管理の適正を期すること。

2. 利用者等への周知措置

都市公園における利用者の安全を確保し快適な利用サービスを提供するため、公園施設の適正な利用について、次に掲げる事項等を表示した掲示板等を設置して、公園利用者の注意を喚起し、その周知徹底を図ること。

- (1) 都市公園内における禁止行為（条例第 5 条）
- (2) 許可を受けなければ行えない行為（法第 5 条、法第 6 条、条例第 3 条）
- (3) 有料公園施設の利用料金及び許可行為の料金
- (4) その他公園の利用に関し必要な注意事項

3. 公園施設の設置許可について

売店、飲食店等の便益施設である公園施設を県以外の者に設置させる場合は、法第 2 条第 2 項第 7 号の定義及び第 4 条の公園施設の設置基準等を十分了知のうえ行うこと。

また、許可にあたっては、事前に本職あて協議を行うこと。

4. 占用物件等の占用許可について

- (1) 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件等」という。）

を設けて都市公園を占用させる場合は、法第7条並びに同法施行令（以下「令」という。）第12条及び第15条から第17条の基準等を十分了知のうえ行うこと。

(2) 案内板（指定管理者が行為許可として許可する広告物である一時的に設置する案内板を除く。）の設置を許可しようとする場合は、次の基準によるものとする。

- (1) 国及び地方公共団体が設置する公益的なものであること。
- (2) 表示面積は5平方メートル以下、高さは5メートル以下であること。
- (3) 案内板は令第12条第1号の「標識」として取扱うこととし、許可にあたっては法第7条本文及び令第15条の規定に違背することのないよう留意すること。

(3) パーソナル・ハンディホン・システム（簡易型携帯電話システム。以下「PHS」という。）無線基地局及び光アクセス装置（以下「RT」という。）の取扱いは、平成7年5月30日付け建設省都公緑発第70号及び平成9年3月28日付け建設省都公緑発第25号建設省都市局公園緑地課長通知により、法第7条第1号の「これらに類するもの」として取扱うこと。

(4) 条例別表第2の「3都市公園を占用する場合」の「知事その都度定める額」は**別紙1**のとおりとする。

5. 都市公園における行為の許可について

指定管理者は、条例第3条第1項の規定に基づき都市公園内における行為の許可を行う場合は、次の点に留意のうえ行うこと。

(1) 都市公園内における火気の使用については、次の基準によるものとする。

- (1) 公園内において、たき火、花火により火気を使用することは、明らかに条例第5条（行為の禁止）に該当すること。
- (2) 家族単位でのバーベキューコンロの持ち込み使用など一般利用者又は小規模な団体による火気の使用は、公園の自由使用の範疇には該当せず、禁止行為として取扱うこと。
- (3) 条例第3条第1項又は第3項の行為に付随する火気の使用については、その火気使用の場所、事故等の場合の管理責任体制、原状回復義務等を明確にさせたいと、公園管理上支障がないと判断される場合にのみ許可すること。
なお、この場合においては、家族単位又は小規模な団体によるバーベキューコンロの持ち込み使用を禁止しない。

(2) 大人数による展示即売など行商等に分類しがたいものの行為の許可については、条例第3条第1項第5号を適用すること。

(3) 条例第3条第1項第4号の許可を行う場合は、**別紙2「県立都市公園内における広告物の掲出事務取扱要領」**によること。

(4) 競技会その他これに類する催しのために設けられる仮設工作物の許可は、従来は占用許可として取扱いを行ってきたところであるが、これらの催しに付随して短

期間で設置される工作物については、行為の許可に含まれるものとして指定管理者が許可を行うものとする。

ただし、上記のように催事等に伴い短期間設置される仮設工作物以外の工作物については、従来どおり占用行為として県が許可を行うものであるので、取扱いに留意すること。

6. 法に基づく設置等許可の取扱いについて

(1) 地方機関の長は、法第5条（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）及び第6条（都市公園の占用の許可）に係る許可（以下「設置等許可」という。）の申請に際しては、当該申請が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、債権の保全を確実にするため、申請人に連帯保証人を立てさせるものとする。ただし、特別な事情があるときはこの限りでない。

(1) 設置等許可の申請日の前日から前々年度までの間において、申請者が設置等許可に係る使用料（以下「使用料」という。）をその納付すべき年度において納付しなかったことがある場合。

(2) 申請に係る使用料が3万円を越える場合。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 申請者が国、公共団体、公共的団体又は県が出資している団体である場合。

イ 共同溝の整備に関する特別措置法（昭和38年4月1日法律第81号）第2条第3項に規定する公益事業者が当該事業のために使用する場合。

ウ 設置等許可の申請日の前日から前々年度までの間において、申請者に設置等許可を受けた実績が2回以上有り、その使用料をいずれも完納している場合。

エ アからウまで掲げる場合のほか、使用料が未納になるおそれがないと地方機関の長が認める場合。

(3) (1)及び(2)までに掲げる場合のほか、地方機関の長が特に必要と認める場合。

(2) 連帯保証人は申請者と生計を異にする者であることを要件とし、当該連帯保証人について申請人と連帯保証人が連署及び押印（印鑑登録済印）した書類（誓約書(様式2)）及び両者の印鑑登録証明書）を提出させるものとする。

7. 使用料の減免

指定管理者は、条例第25条第5項の規定により読み替える第13条の規定に基づき、有料公園施設使用料の減免を行うことができる。

なお、既に現在減免措置を講じている下表に掲げる事項については、引き続き減免を継続するものとする。

(1) 有料公園施設使用料の減免

区 分	減免割合	その他
1 長崎県、長崎県教育委員会又は長崎県内の市町村、長崎県内の市町村教育委員会が主催もしくは共催して行う競技会、運動会等のために利用するとき。	主催の時 全額免除	照明、電光掲示板、ロッカーは対象外
	共催の時 半額免除	

2 県教育委員会が認めるアマチュアスポーツ団体が九州ブロック以上の規模の競技大会を入場無料で開催するため利用するとき。	半額免除	照明、電光掲示板、ロッカーは対象外
3 国民体育大会の県代表選手を強化するため、当該団体の監督者の指導のもとに一定期間利用するとき。なお、全国高等学校総合体育大会に係る特別強化対策事業も準じた取扱いとする。	全額免除	照明、電光掲示板、ロッカーは対象外
4 その他これらに準ずる目的のため利用するとき。	—	取扱いの詳細は、 別紙3 による。

(2) 有料公園施設以外の使用料の減免

減免する場合、減免申請書（様式任意）を提出させること。なお、(2)については緊急やむを得ない場合、事後において申請書の提出を求めるものとする。

(1) 国又は他の地方公共団体若しくは公共的団体において公用若しくは公共用又は公共事業の用に供するとき。

(2) 災害その他特別の事情により必要があると認めるとき。

(3) 第一種電気通信事業者が設置するPHS無線基地局及びRTを設置するときの占用料の算定については、条例第11条別表第2表中「電柱その他これに類するもの」として取扱い、占用の形態が添加である場合は条例で定める額の50%を減額する。

8. 都市公園内における放置車両等の工作物等の取扱いについて

都市公園内における放置車両等の工作物等の取扱いについては、法第27条並びに条例第15条から第17条の規定に定めるところに基づき、適正な処理を行うこと。

9. 都市公園内の事故に関する事務の取扱いについて

都市公園内で事故が発生した場合は、指定管理者は、その事故により被害を受けた者がある場合は、迅速かつ誠実に対応することのほか二次的事故等の発生を防止するため必要な措置を迅速に講じること。また、これらの措置のほか、**別紙4「県立都市公園事故処理要領」**に定めるところにより適切な処理を行うこと。

10. 都市公園の管理及び物品の貸与

都市公園の維持管理業務の執行に必要な備品について、指定管理者への貸与を行っているので、地方機関においても、その把握と管理について適正を期すること。

11. 報告

(1) 地方機関は、次に掲げる事項について、年度末に本職あて報告すること。

(1) 法第5条第2項の許可をした場合

(2) 法第6条第1項又は第3項の許可をした場合

(2) 指定管理者は、所管地方機関を經由し、知事あて事業報告書を提出すること。なお、事業報告書に記載する事項は協定書に定めるとおりとする。

12. 適用開始日

この通知は、平成22年4月1日から適用する。

13. その他

この通知の適用により、以下の通知は廃止する。

- | | | | |
|-----|---------------|----------|--------|
| (1) | 平成4年10月30日付け | 4都第707号 | 土木部長通知 |
| (2) | 平成8年2月7日付け | 7都第612号 | 土木部長通知 |
| (3) | 平成9年7月4日付け | 9都第197号 | 土木部長通知 |
| (4) | 平成10年11月30日付け | 10都第369号 | 土木部長通知 |
| (5) | 平成12年8月14日付け | 12都第242号 | 土木部長通知 |
| (6) | 平成12年12月12日付け | 12都第412号 | 土木部長通知 |
| (7) | 平成15年7月2日付け | 15都第228号 | 土木部長通知 |
| (8) | 平成15年8月18日付け | 15都第310号 | 土木部長通知 |
| (9) | 平成18年3月24日付け | 17都第684号 | 土木部長通知 |

(別紙1)

長崎県立都市公園条例別表第2 都市公園を占用する場合の「知事はその都度定める額」

別表第2 (第11条関係)

使用料 3 都市公園を占用する場合 (知事はその都度定める額)

種 別	単 位	金 額
変圧塔その他これに類するもの	1 m ² 1 年	7 5 0 円
電線その他これに類するもの	1 m 1 年	7 0 円
地下通路その他これに類するもの	1 m ² 1 年	5 3 0 円
郵便差出箱又は公衆電話所	1 個 1 年	6 2 0 円
標識	1 個 1 年	4 3 0 円
工事用板囲、足場その他の工事用施設	1 m ² 1 日	2 0 円
西海橋駐車場を常時使用するもの	1 m ² 1 月	8 0 円
前号以外の目的によるもの	知事はその都度定める額	

(別紙 2)

県立都市公園内における広告物の掲出事務取扱要領

(趣 旨)

第 1 条 県立都市公園(以下「公園」という。)内に掲出される広告物(以下「広告物」という。)の許可事務の円滑化を図るため、広告物の取り扱いについては、長崎県立都市公園条例及び長崎県立都市公園条例施行規則に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

(掲出の主体)

第 2 条 広告物を掲出できる者は、公園内における競技会等の主催者、共催者及び後援者とする。

(掲出期間)

第 3 条 広告物を掲出できる期間は、競技会等の開催のため有料公園施設の利用承認又は都市公園内の行為許可を受けた期間以内とする。

(広告物掲出の手続)

第 4 条 公園内に広告物を掲出しようとする者は、当該広告物の全てについて、知事の指定を受けてその公園を管理するもの(以下「指定管理者」という。)に事前に協議しなければならない。

2 指定管理者は、別表に基づき「広告物とはみなさないため無料で掲出を認めるもの」「有料により掲出を許可するもの」「掲出できないもの」を判断し、前項の事前協議をした者に通知しなければならない。

3 公園内に広告物を掲出しようとする者は、前項の通知で「有料により掲出を許可するもの」として通知を受けた広告物について指定管理者へ許可申請しなければならない。

(補 足)

第 5 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

別 表

[広告物事前協議審査基準]

<p>広告物とはみなされないため無料で掲出を認めるもの</p>	<p>①大会名を記入した広告板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、立看板（以下「広告物等」という。）で、主催者名、共催者名、後援者名、協賛者名（以下「主催者名等」という。）の表示部分が全体面積の4分の1を超えないもの</p> <p>②主催者名等を表示する広告物等で、商品名及び商品を連想させる言葉（以下「商品名等」という。）の表示がなく、長崎県立都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）第2条で定める基準に適合するもの（ただし、国又は地方公共団体が主催、共催又は後援する場合に限る。）</p> <p>③試合参加団体の社旗、団体旗、大会旗、校旗で商品名等の表示がないもの</p> <p>④自社選手応援のための広告板等で、社名のみ表示のもの</p> <p>⑤大会参加者用テント類</p> <p>⑥大会、式典のためのゲート及び装飾物で、商品名等の表示がないもの</p> <p>⑦案内板及び成績板で、商品名等の表示がないもの</p>
<p>有料により掲出を許可するもの</p>	<p>上記「広告物とはみなさないため無料で掲出を認めるもの」を除く 広告物等で規則第2条により定める基準に適合するもの</p>
<p>掲出できないもの</p>	<p>上記「広告物とはみなされないため無料で掲出を認めるもの」、 「有料により掲出を許可するもの」のいずれにも該当しないもの</p>

(別紙3)

有料公園施設の使用料の減免のうち「その他これらに準ずる目的のため利用するとき」の取扱いに関する定め

(1 有料公園施設使用料の減免のうち別表の区分4の「その他これらに準ずる目的のため利用するとき」として認められるものの取扱いを次のとおり定める。

1 サッカー天皇杯の特例

サッカー天皇杯においてアマチュア対アマチュアの組み合わせであるとき、当該組み合わせにおける一般席の入場料が、その他の組み合わせにおける場合の2分の1以下の額であるときは、加算額の2分の1を減額することとする。

2 学校週5日制の施行に伴う特例

毎週土曜日（但し、夏休み期間中等を除く。）に、県内の小・中学生が利用するときは、その使用料の全額を免除することとする。

ただし、大人との団体で利用する場合は免除の対象としないことができるものとし、また、この免除の取扱いによって、小、中学生の優先的利用を認めることを意味するものではなく、有料公園施設が既に予約済の場合には、小、中学生の利用を認めないことができる。

この場合の免除の手続きについては、有料公園施設利用承認申請書（様式第1号）が減免申請書を兼ねるものとするが、「水泳プール」「ソリゲレンデ」については、減免申請書の提出を省略し口頭により県内の小・中学生であることを確認することで足りるものとする。

3 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）が利用するときの特例

ア 減免の取扱い

利用の形態	対象施設	確認方法	減免割合	その他
個人利用	陸上競技場 ソリゲレンデ 水泳プール	手帳の提示	全額減免	・介護者（同伴者） 1名全額免除 ・照明・ロッカー は対象外
専用利用	陸上競技場 補助競技場 サッカー場 テニスコート 野球広場 ソフトボール場 運動広場	申請書による	半額免除	・照明・ロッカー は対象外

イ 適用上の注意事項

(ア) 専用利用における減免は、社会福祉施設又は障害者の団体が、障害者を対象と

したスポーツ大会を主催した場合に適用する。

- (イ) 手帳とは、身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を、精神障害者にあつては精神障害者保健福祉手帳を指す。
- (ウ) 減免の取扱いを行うことは優先的利用を意味するものではない。
- (エ) 減免対象は上記表に記載するものに限るものであり、表にないもの（公園施設の設置等）には適用しない。

(別紙4)

県立都市公園事故処理要領

(目的)

第1条 この要領は、県が管理する都市公園における公園施設の設置又は管理の瑕疵に起因し発生した事故(以下「事故」という。)に関する事務を迅速かつ的確に処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(調査及び報告)

第2条 知事の指定により長崎県立都市公園を管理するもの(以下「指定管理者」という。)は、その管理する公園で事故が発生したことを知ったときは、事故の概要を電話、電子メール又はファクシミリ若しくは口頭で、当該都市公園を所管する振興局(以下「地方機関」という。)及び長崎県土木部都市計画課(以下「本課」という。)へ速やかに連絡するとともに、保険会社へ通知するものとする。

2 指定管理者は、前項による関係機関への連絡の後、当該事故の内容を調査するとともに県立都市公園事故報告書(様式1)により事故の発生を知った日から5日以内に地方機関及び本課へ報告するものとする。

3 指定管理者は、被害者から何らかの補償等の請求を受けたときは、保険会社へ通知するものとする。

(補償債務額の決定)

第3条 指定管理者は、補償の必要があるときは、直ちに保険会社と事前協議のうえ被害者と示談交渉を行うものとする。

2 指定管理者は、補償債務額の決定に当たっては、保険会社と協議するものとする。

3 指定管理者は、前2項の協議が整ったときは、直ちに被害者と示談契約を締結するものとする。

(保険金請求)

第4条 指定管理者は、示談が成立したときは、必要書類を添えて保険会社に保険金請求を行うものとする。

(異例事項)

第5条 指定管理者は、第3条第2項による補償債務額の決定について、協議が整わない場合又は異例に属する場合は、地方機関の指示を受けるものとする。

(終結報告)

第6条 指定管理者は、事故の事務処理が終結したときは、関係書類を添えて地方機関及び本課へ報告するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

様式 1

県立都市公園事故報告書

<p>1 発生場所 発生日時</p>	<p>①日時：平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃 ②場所：県立 公園 付近</p>
<p>2 気象状況</p>	<p>①天候：晴・雨・曇・雪 ②雨量： ㎜/日、 ㎜/時 ③気象警報発令：有無・その内容</p>
<p>3 事故拠点の 公園施設</p>	<p>①施設の名称： ②施設の種類： ③整備状況：整備・未整備（整備年度 ） ④管理状況：良好・不良（内容 ）</p>
<p>4 被害者</p>	<p>①氏名： ②性別：男・女 ③生年月日：M・T・S・H 年 月 日生（ 歳） ④住所： ⑤職業：</p>
<p>5 被害状況</p>	<p>人的被害①被害の程度：死亡・負傷（部分 ） 物的被害②物件名： ③被害の程度：全壊・破損</p>
<p>6 事故の概要 (事故の原因・ 被害状況等)</p>	
<p>7 瑕疵の有無 その判定理由</p>	<p>①瑕疵の有無：有・無 ②判定理由：</p>
<p>8 被害者の過失の有無 又は事故の不可抗力 性の有無その判定理 由等</p>	<p>①過失の有無：有・無 ②不可抗力性の有無：有・無 ③判定理由： (被害者の過失割合 割)</p>
<p>9 家族構成、生活状況</p>	
<p>10 その他参考になる事項 (警察署の判断、指定 管理者の講じた措置、 その他必要事項)</p>	
<p>11 添付図書</p>	<p>①図面（位置図・平面図・断面図） ②写真</p>

誓 約 書

長崎県知事 様

このたび、県の下記施設の設置等の許可に際し、都市公園関係法、県の関係条例規則及び指示事項等を固く守ります。

なお、許可に伴うすべての債務及び条件を履行すること及び許可期間満了、又は許可の取り消しによる原状回復の義務についても申請人と連帯して履行することをここに誓約します。

記

1. 公園名

2. 施設名

3. 使用目的

4. 使用期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

申 請 人

住所

氏名

印

連帯保証人

住所

氏名

印

資料 15

○長崎県県民の森条例

昭和60年7月20日長崎県条例第26号

〔長崎県民の森条例〕をここに公布する。

長崎県県民の森条例

(設置)

第1条 県民に森林とのふれあいの場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに森林愛護精神の高揚をはかるため、長崎県県民の森（以下「県民の森」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 県民の森の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
長崎県民の森	長崎市及び西海市
百花台森林公園	雲仙市

(県民の森の管理)

第3条 県民の森の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県民の森の利用の許可に関する業務
- (2) 県民の森の利用に係る利用料金に関する業務
- (3) 県民の森及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県民の森の運営に関して知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 県民の森の管理に関する事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定の基準)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、県民の森の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った県民の森の管理を安定して行うことができるものであること。

(開園日)

第7条 県民の森は、12月29日から翌年の1月3日まで（以下「休園日」という。）を除き、開園するものとする。ただし、指定管理者は、やむを得ない事由があるときは、知事の承認を得て、休園日に開園し、又は休園日以外の日に休園することができる。

(開園時間)

第8条 県民の森の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可等)

第9条 県民の森のうち別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 施設等をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、県民の森の管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は許可を受けた場所の全部若しくは一部を転貸してはならない。

(利用の許可の取消及び利用の中止)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

- (1) その利用が前条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) 前条第3項の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により前条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(利用許可事項の変更)

第11条 利用者は、第9条第1項の規定により許可を受けた事項を変更し、又はその利用を中止しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第12条 利用者は、施設等の利用に係る利用料金を納めなければならない。

- 2 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。
- 4 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が県民の森と規模、形態等において類似の施設の同種料金と比較して、均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第10条第4号の規定に該当することを理由として、同条の規定により利用の許可を取り消され、又はその利用を中止されたとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、第11条の規定による県民の森の利用の変更又は中止に係る承認を受けたとき。

(原状回復)

第15条 利用者は、県民の森の利用を終了したとき又は第10条の規定により利用の許可を取り消され、若しくはその利用を中止されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第16条 県民の森及びその附属設備をき損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、県民の森の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第24号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年条例第15号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第14号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第22号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第7号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第23号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年条例第26号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第59号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成17年1月4日から施行する。

（1）及び（2） 略

（3） 第12条の規定

附 則（平成16年条例第71号）抄

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第69号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） この条例による改正後の長崎県民の森条例（以下「新条例」という。）第3条から第6条までの規定（指定管理者の指定の手続に関する部分に限る。）及び第17条の規定
定 公布の日

（2） 新条例第2条の規定（雲仙市に係る部分に限る。） 平成17年10月11日

附 則（平成17年条例第102号）抄

この条例は、平成18年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 第5条の改正規定中西彼杵郡琴海町に係る部分及び第11条の規定 平成18年1月4日

別表（第9条、第12条関係）

施設の名称		
青少年キャンプ場	常設テント	
	バンガロー	
一般キャンプ場	常設テント	
	バンガロー	
オートキャンプ場	芝張りサイト	
	常設テント付きサイト	
	バンガロー付きサイト	
ロッジ		
実習棟		
天文台		
附属設備	貸出しテント	
	キャンプ用具	
	コイン式温水シャワー	
	貸出し用観測器具	天体望遠鏡
		双眼鏡

資料 16

○長崎県県民の森条例施行規則

昭和60年7月20日長崎県規則第39号

〔長崎県民の森管理規則〕をここに公布する。

長崎県県民の森条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県県民の森条例（昭和60年長崎県条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定申請)

第2条 条例第5条に規定する申請書は、長崎県県民の森指定管理者指定申請書（様式）によるものとする。

2 条例第5条第1号に規定する事業計画書は、長崎県県民の森（以下「県民の森」という。）に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 県民の森の管理運営方針に関する事項
- (2) 県民の森の管理運営の内容に関する事項
- (3) 収支計画に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第5条第2号の規定により規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書の謄本
- (2) 役員の名簿及び履歴書
- (3) 団体の概要に関する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第12号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第51号）

この規則は、平成8年7月13日から施行する。

附 則（平成9年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第11号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第19号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第72号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の長崎県県民の森条例施行規則第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

様式（第2条関係）

長崎県県民の森指定管理者指定申請書

年 月 日

長崎県知事 様

（申請者）

所在地

法人の名称

代表者氏名

連絡先 担当者名

電話

長崎県県民の森条例第5条の規定に基づき、長崎県県民の森の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

1 公の施設名

（注）申請に関しては、長崎県県民の森に係る次の書類を添付するものとする。

- （1）長崎県県民の森の管理運営に関する事業計画書
- （2）定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- （3）役員の名簿及び履歴書
- （4）団体の概要に関する書類
- （5）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類